

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	①食品等の安全・安心の確保			
(施策の小項目)	○食品衛生対策			
主な取組	食品衛生対策	実施計画 記載頁	120	
対応する 主な課題	○広域的な食中毒の発生など、食の安全を脅かす事案が発生しており、食品の安全・安心を確保するために、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	県内で流通する食品の安全・安心を確保するため、県内の食品取扱施設における監視指導及び食品の検査を強化する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	1,600件 検査件数	1,620件	100% 監視指導計画 に基づく検査 実施率			→	県
	食品取扱施設の監視・指導・検査						
担当部課	保健医療部 生活衛生課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
食品衛生監視指導事業費	33,495	28,981	「H26沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設への監視指導件数は、計画値9,050件に対し、実績値11,023件で、食品の検査数は、計画値1,521件に対し、実績値1,528件実施した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
監視指導計画に基づく検査実施率			100%	122%
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	食品取扱施設の監視指導及び食品の検査を「H26沖縄県食品衛生監視指導計画」どおり実施し、順調に取組を推進することができた。 食中毒の発生件数(16件)について、基準値内(35件)であることから食品の安全安心の確保について効果があった。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
食品衛生監視指導事業費	53,730	「H27沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設の監視指導を9,238件、食品の検査を1,449件実施する。	県単等

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

食品取扱施設を監視指導する職員の知識・技術の向上を目的に、国及び研究機関が主催する各種講習会・研修会等へ職員の派遣を行った。  
食品の検査や食中毒事例の際の原因究明のための検査等を迅速かつ効率的に行うため、食品の検査機器を整備した。  
食品取扱施設への監視指導体制については、食品衛生広域監視班を活用し、多種多様な事例に対応しうる体制の強化を図った。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
食中毒発生件数	35件 (22年)	16件 (26年)	基準年以下	19件	976件 (26年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査の取組は、計画どおりに進捗しており、食中毒の発生件数も直近の3年間は20件(H24年)、13件(H25年)、16件(H26年)と基準値以下であり、平成28年度目標値を達成する見込みである。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

**【内部要因】**  
・那覇市(中核市)を除く本県の食品取扱施設数は約34,000施設であり、当該施設を監視指導するための職員(各保健所等に配属)の人員数には限りがあることから、食品取扱施設の全施設を監視指導することは困難な状況にある。  
・本県は九州・沖縄地区で福岡県に次ぎ2番目に食中毒の件数が多い状況である。  
・平成27年3月、食品衛生法施行条例を一部改正し、食品の安全を確保する衛生管理手法の一つである「HACCP(ハサップ)の導入型基準」を同条例に追加し、同年4月1日より同条例が施行された。

**【外部環境】**  
・本県の気候は、他県等と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にある。  
・県民の食品の安全性に対する関心はますます高まっており、食品の安全性の確保に向けた一層の取組が求められている。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するためには、食品取扱施設に対する監視指導等を計画的かつ効果的に実施する必要がある。  
・食品衛生法施行条例を一部改正したことから、食品取扱施設へのHACCPによる衛生管理の普及促進を図る必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

・那覇市(中核市)を除く県内の食品取扱施設が約34,000施設あること、九州・沖縄地区で福岡県に次ぎ2番目に食中毒の件数が多い状況であること、本県の気候は他県等と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にあることから、「H27沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査を計画的かつ効果的に実施できるように取り組む。  
・各食品取扱施設の指導状況及び食品の検査結果等について、各保健所等が情報共有できる「食品衛生等業務システム(仮称)」の導入に取り組む。  
・「HACCPの導入型基準」については、食品取扱施設を対象とした講習会を開催し、また、各保健所で定期的を実施している食品衛生講習会へ盛り込むことで、その普及促進を図る。また、(一社)沖縄県食品衛生協会と連携し、各種イベント等で「HACCPの導入型基準」の普及促進に取り組む。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	①食品等の安全・安心の確保			
(施策の小項目)	○飲料水衛生対策			
主な取組	飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費)	実施計画 記載頁	120	
対応する 主な課題	○安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び湯水時等の衛生対策を図る必要がある。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組む。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	96% 簡易専用水道 の検査受 検率			→	100%	→	県
	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視						
担当部課	保健医療部 生活衛生課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
飲料水衛生対策事業費	4,935	3,845	簡易専用水道(16件)及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置届け及び確認申請書の提出等の際に、設置後の検査受検について指導を行い、また、審査及び現場調査を実施した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
簡易専用水道の検査受検率			98%	集計中
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	簡易専用水道及び専用水道を新たに設置する事業者に対して、設置届けの提出等の際に、設置後の検査受検について指導を行った。 平成26年度の検査受検率は集計中であるが、平成25年度の県内の検査受検率は計画値97%に対し実績値94.5%となり、概ね順調である。また全国平均約76%と比較すると高い検査受検率を維持することができ、安全で良質な水を確保が図られた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
飲料水衛生対策事業費	4,337	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視等に取り組む。	県単等

## 様式1(主な取組)

### (3) これまでの改善案の反映状況

簡易専用水道及び専用水道に関する権限の一部移譲について、円滑な事務の執行がされるよう、市町村水道担当課長会議等で権限移譲後の衛生対策の体制整備等、取組の推進を促した。

### (4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
簡易専用水道の検査受検率	96.0% (23年)	94.9% (24年)	94.5% (25年)	↘	76.4% (25年)
状況説明	県内の検査受検率の向上は見られず微減(ほぼ横ばい)という結果であったが、全国平均は76.4%となっており前年度からの下がり幅も本県と比較しても大きく(平成24年度:78.7%)、本県においては、高い検査受検率を維持することができ、安全で良質な水の確保が図られている。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)等により、簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されていることから、市町村と連携を図り水道水の衛生対策を行う必要がある。
- ・簡易専用水道及び専用水道に関する権限が法により市に移譲されてことを受けて、各市における検査受検率が平成25年度データから公表されるようになった。
- ・沖縄県における簡易専用水道の検査受検率は、全国と比較しても常に高水準を維持している。検査受検率の更なる向上には、設置者への広報活動等、様々な施策を行う必要がある。

### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・県内の検査受検率は全国と比較して高水準であり、これを維持していくためにも、引き続き市町村水道担当課長等に対し衛生対策の教育訓練、また水道事業者を介し設置事業者へ啓発等を行う必要がある。
- ・検査受検率が比較的低い市があり(受検率が最も低い市において県内受検率との差: -5.1%)、検査受検率の向上には当該市における底上げが必要である。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・市町村水道担当課長会議等において、引続き衛生対策の体制整備等、取組の推進を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。
- ・簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されているため、権限移譲後の衛生対策の体制整備等への取組を引き続き促すとともに、検査受検率が比較的低く、改善が見られない市においては、指導、助言等を行うよう促すなど検査受検率向上を図る。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	②感染症対策の推進			
(施策の小項目)	—			
主な取組	結核対策	実施計画 記載頁	120	
対応する 主な課題	○感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	①結核患者の直接服薬支援(以下地域DOTS)の推進: 結核患者及び潜在性結核感染症患者の治療を完遂させることにより、結核まん延の防止と多剤耐性菌の発生を抑制する。具体的には、保健師等による服薬支援のための患者訪問、患者の治療完遂へ向けての関係機関との連携、地域DOTSの評価を行う。 ②関係機関へ向けての研修会の開催: 患者の早期発見、感染拡大の防止、DOTSの連携推進のために、医師・看護師等の医療関係者、老人介護施設・福祉施設職員、薬局等を対象に研修会を開催する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29~	実施主体
	結核患者の早期発見、治療の完遂のための直接服薬支援					→	県
担当部課	保健医療部 健康長寿課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1)取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
結核対策特別促進事業	7,635	5,775	①地域DOTSの推進: 患者の服薬支援のための訪問、中核病院との連携のためのDOTSカンファレンスの開催(計画値の12回実施)、DOTS評価のためのコホート検討会(計画値の2回実施)の開催等 ②関係機関へ向けての研修会(計画値の7回実施)の開催を引き続き実施。 ③潜在性結核感染症を主な対象としたメールの自動配信システム(以下メールDOTS)及び薬局DOTSの活用促進のため、保健師対象にメールDOTSシステム操作手順の研修会及び意見交換会を開催した。薬局DOTSについては、薬剤師向けの結核研修会を実施、また、既に薬局DOTSに取り組んでいる薬局、保健所との意見交換を行い活用促進を図った。	各省計上
活動指標名			計画値	実績値(H25)
結核患者罹患率 (人口10万人あたりの結核患者発生届出人数)			—	17.7
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	結核指定医療機関等の関係機関と連携を図ることで、患者への直接服薬支援がスムーズに行くようになった。 研修会等を開催し、医療関係者、介護施設・福祉施設関係者へ結核に関する知識の普及啓発を図ることにより、受診から診断まで1ヶ月以上かかるケースが減少した。 メール自動配信システムを活用した服薬支援事業を全県的に実施し、就労等により面接時間を確保しづらかった患者が治療完遂するなど効果を得ることができた。 調剤薬局でのDOTSを中部保健所管内でモデル的に実施。			

様式1(主な取組)

(2)今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
結核患者服薬地域連携事業	5,912	①地域DOTSのさらなる推進:患者の服薬支援のための訪問、中核病院との連携のためのDOTSカンファレンスの開催(12回)、DOTS評価のためのコホート検討会(2回)の開催等 ②中核病院外来との連携強化のため、連携したい患者に関し、本庁が毎月各保健所より情報を収集し、まとめFAXにて情報提供を行う。 ③関係機関へ向けての研修会(7回)の開催を引き続き実施。 ④メールの自動配信システムを活用した服薬支援事業に関する支援者向け研修会を実施 ⑤薬局を活用した地域DOTS事業(薬局DOTS)を全県的に実施。	各省計上

(3)これまでの改善案の反映状況

平成23年に、妊婦や小児による結核の集団感染が発生したことから、平成24年は結核にあまりなじみのない産婦人科や小児科などの医師・看護師等を対象とした研修会を開催を計画し、研修会を実施した。

平成26年度、治療完了率の改善を目的に対象者に併せた服薬支援方法選択肢を増やし、メールの自動配信システムを活用した地域DOTSを実施。支援者よりシステム活用方法についての研修会希望があったため、さらなる事業の推進活用のため平成27年度は支援者向け研修会を計画する。

平成24年の取り組み策として計画していた、県薬剤師会、調剤薬局、保健所と連携し、平成26年12月よりモデル地区(中部保健所管内)で稼働開始している。平成27年度からは全県で事業実施を行う。

平成26年度に調剤薬局薬剤師むけに、県薬剤師会と一緒に薬局DOTSを開始するための研修会を開催した。平成27年度も引き続き研修会を行う。

高齢者については、患者を早期発見し、早期の治療へ結びつけ重症化を防ぐため、施設職員や医療機関への結核に関する知識の普及を図るための研修会を、各保健所単位で1回開催した。高齢者の定期健診の受診を促進するよう、各保健所を通して市町村に情報提供をおこなった。結核患者の約6割は70歳以上であるため、平成27年度も同様に実施。

(4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
結核患者罹患率(人口10万対)	18.7人 (22年)	16.9人 (26年)	減少	△1.8人	16.1人 (25年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
新登録患者のうち60歳以上が占める割合	67.9% (24年)	68.3% (25年)	76.3% (26年)	→	71.2% (25年)
潜在性結核感染症患者数	140人 (24年)	210人 (25年)	182人 (26年)	↘	7,147人 (25年)
初診から診断が1ヶ月以上の患者の割合	23.6% (24年)	28.3% (25年)	25.4% (26年)	→	22.1% (25年)
肺結核喀痰塗抹陽性患者の治療成功率	57.5% (23年)	53.3% (24年)	54.2% (25年)	↘	49.6% (24年)
全肺結核患者に対する治療失敗・脱落率	3.1% (23年)	8.0% (24年)	4.2% (25年)	↘	10.2% (24年)

**状況説明**

成果指標である「結核患者罹患率」は、基準値(18.7)より(16.9)へ低下しており、これまでの取組の効果ができていると考えられる。

参考データとしてあげている、「新登録患者のうち60歳以上が占める割合」は約70%と横ばい、「潜在性結核患者数」は、基準値94人から140に増加し、平成25年は210人とさらに増加している。罹患率のさらなる低下のためにも、感染拡大防止のため高齢者の結核の早期発見や発病予防のための潜在性結核患者の服薬支援をしっかりと行わなければならない。

また、「肺結核喀痰塗抹陽性患者の治療成功率」は基準値60.4%から、平成25年は53.3%と減少、「全肺結核患者に対する治療失敗・脱落率」は基準値5.3%から平成25年は8.0%と増加しているが、全国と比較するといずれも良好な値となっている。

### 3 取組の検証(Check)

#### (1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・結核患者は、60歳以上が半数以上を占めている(参考データ参照)。高齢者は、すでに結核に感染している者が多く、発病リスクも高い。また高齢者は発症がわかりにくく、状態が悪化してから発見されることも多いため、治療開始後死亡するものも多い(結核死亡:平成23年 37人,平成24年 42人,平成25年 27人)。このことが、治療成功率減少に影響を与えていると考えられる。
- ・潜在性結核患者の増加に伴い、現在のマンパワーでは、全患者へのDOTSが厳しい状況となっている。そのことが、治療の脱落増加へもつながっていると考える。

#### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・高齢者施設従事者の研修会や高齢者施設の長の会議などで、高齢者の結核の特徴や健診の重要性について周知を図る。そのために各保健所にて管内の結核患者発生動向を把握検証を行い、研修会や会議等を開催する。また、結核定期健診の補助金を増加や補助金申請について文書案内等の周知を行い積極的活用を促すなど、高齢者施設が入所者に定期健診を受けさせやすい体制を整備する。
- ・DOTSの方法については、昨年よりメールの自動配信システム並びに薬局を活用した方法も加え、選択肢の幅を広くした。今後、これらのDOTS方法についても、保健師へシステムの操作手順の研修会や薬剤師対象の結核研修会を開催し、事業推進を行う。
- ・服薬支援を行う薬局については、個別の説明を実施し、患者支援の中核を担う保健所と情報交換しながら結核への理解や事業周知、患者支援がしっかり行えるようサポートをする。

### 4 取組の改善案(Action)

- ・高齢者については、患者を早期発見し、早期の治療へ結びつけ重症化を防ぐため、施設職員や医療機関への結核に関する知識の普及を図るための研修会や会議を各保健所にて1回以上開催するとともに、高齢者の定期健診の受診を促進するよう、市町村に対し働きかける。また、結核定期健診の補助金を増加や補助金申請の周知等するなど高齢者施設が入所者に定期健診を受けさせやすい体制を整備する。
- ・これまでの地域DOTS(訪問DOTS,電話DOTS、来所DOTS、外来DOTS)に加え、平成26年度に引き続きメールの自動配信システムを活用した地域DOTSを推進していく。
- ・薬局等と連携し、地域DOTS(薬局DOTS)システムを全県的に実施するとともに薬剤師向けの結核研修会を実施する。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	②感染症対策の推進			
(施策の小項目)	-			
主な取組	感染症予防対策	実施計画 記載頁	120	
対応する 主な課題	○感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	感染症の発生予防及びまん延防止のため、新型インフルエンザの発生に備え、予防策の啓発及び感染症医療体制整備の強化等を図る。さらに、HIV抗体検査を受けやすい環境を整備し、エイズ感染の広がっている個別施策層に対して、感染予防のための啓発活動を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	2,500件 エイズ抗体 検査件数				→	→	県
	感染症医療体制整備、エイズ夜間検査の実施体制の強化等						
担当部課	保健医療部 健康長寿課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
感染症指定医療機関運営補助事業費	17,094	17,092	感染症指定医療機関の医療体制整備等強化のため運営費補助	各省計上
新型インフルエンザ対策事業費	52,055	48,519	患者用入院医療機関等に対する医療器材購入費用の補助等	各省計上
エイズ対策事業費	6,342	4,280	感染が広がっている個別施策層に対し、検査の重要性、感染予防の具体的な方法について、ポスター、チラシ等によりNGO等と連携して啓発を行った。	各省計上
エイズ対策強化事業費	2,440	1,660	HIV抗体検査を受けやすい環境の整備(夜間・休日検査等)	各省計上
活動指標名			計画値	実績値
エイズ抗体検査件数			2,500件	2,899件
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	県内感染症指定医療機関等(12医療機関)においては、運営費補助、医療器材購入の補助を行った結果、患者発生時に速やかに受け入れられる体制が、整備・強化された。エイズ対策強化のため、夜間検査、治療拠点病院研修等(5回)による検査実施体制の強化や相談(262件)、普及啓発を行った。HIV抗体検査件数は、平成26年度は2,899件と前年より498件増加し、計画値(2,500件)を上回った。			



様式1(主な取組)

(2)今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
感染症指定医療機関運営補助事業費	19,002	感染症指定医療機関の医療体制整備等強化のため運営費補助	各省計上
新型インフルエンザ対策事業費	33,769	患者用入院医療機関等に対する医療器材購入費用の補助等	各省計上
エイズ対策事業費	5,984	感染が広がっている個別施策層に対し、検査の重要性、感染予防の具体的な方法について、ポスター、チラシ等によりNGO等と連携して啓発を行う。	各省計上
エイズ対策強化事業費	2,440	HIV抗体検査を受けやすい環境の整備(夜間・休日検査等)	各省計上

(3)これまでの改善案の反映状況

<p>新型インフルエンザ等の感染症対策では、感染症指定医療機関等の運営費補助及び医療機器等の整備が行われ、患者発生時に速やかに受け入れられる体制が強化された。</p> <p>エイズ対策では、平成25年度より「マスコミを活用した普及啓発の強化」及び「NGOと連携した男性同性間の感染予防のための検査の普及啓発」を新たな取り組みとして実施している。また、沖縄県感染症情報センターのホームページの疫学及び検査相談情報を充実させ定期的に更新した。その結果、2年連続で抗体検査件数が増加している。</p>
---

(4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
HIV抗体検査件数	2,233件 (24年)	2,401件 (25年)	2,899件 (26年)	↗	平均2,377件 (26年)
10万人あたりのHIV抗体検査数	158.1件 (24年)	170.0件 (25年)	204.0件 (26年)	↗	平均84.0件 (26年)
状況説明	<p>平成26年度のHIV抗体検査件数は、2,899件と前年より498件増加し、成果の指標としている計画値(2,500件)を達成したことから順調に推移している。検査数が増加した要因として、普及啓発のためにマスコミを活用した広報活動等を強化したことが考えられる。</p> <p>10万人あたりの検査数は、全国平均の約2倍高く、全国1位であった。平成26年度は2,899件と前年より498件増加し、計画値(2,500件)を達成したことから順調に推移していると考えられる。</p>				

### 3 取組の検証(Check)

#### (1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

○新型インフルエンザ等の感染症対策

- ・国内外での新興・再興感染症の発生状況からも、感染症指定医療機関運営費補助は維持していく。
- ・医療機関で患者を速やかに受け入れられるよう医療機材等の体制整備を推進する。

○エイズ対策

- ・内部部要因:エイズ感染の広がっている個別施策層に対して、感染予防のための啓発活動を行う際、行政からの直接的な啓発アプローチでは困難である。そのため、当事者を支援するNGO団体との連携しているが、現在連携しているNGO団体の代表者が平成27年度限りで退任が決まっており、次期代表者が未定である。

#### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

○新型インフルエンザ等の感染症対策

感染症指定医療機関の医療体制整備状況を把握し、効率的に推進していく必要がある。

○エイズ対策

- ・平成25年度より「マスコミを活用した普及啓発の強化」及び「NGOと連携した男性同性間の感染予防のための検査の普及啓発」を新たな取り組みとして実施したところ、平成26年度のHIV抗体検査件数は2,899件と前年より498件増加し、保健所でのHIV感染者早期発見は13例と前年(6例)の2.2倍となり、効果が認められていることから、引き続き強化していく必要がある。

・6月「HIV検査普及週間」、12月「世界エイズデー」の時期は、広報活動等により県民の関心も高まり、検査数の増加が認められる。県民の意識の高さを持続するためには、マスコミ、ホームページ、広報誌、ポスター等、あらゆる手法を用いて啓発活動を行う必要がある。

### 4 取組の改善案(Action)

○新型インフルエンザ等の感染症対策

- ・引き続き、感染症指定医療機関等の運営費補助及び医療機器等の整備を行っていく。

○エイズ対策

・検査普及のための広報活動は、6月「HIV検査普及週間」、12月「世界エイズデー」だけでなく、一年を通して、定期的にマスコミ等を活用し啓発活動を実施していく。

・引き続き、個別施策層については、那覇市保健所、各保健所及びNGOと協力し、広報活動、HIV検査の普及啓発活動を行う。

○感染症発生時の対応

・感染症発生時は、速やかに患者情報等を収集・解析し、感染症情報センターホームページ等で公開するとともに、集団発生例については、マスコミ等を通して県民へ情報提供し感染拡大防止を図る

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	②感染症対策の推進			
(施策の小項目)	-			
主な取組	予防接種の推進	実施計画 記載頁	112	
対応する 主な課題	○感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種法に基づき実施する予防接種の接種率の向上を目的として、市町村への指導・助言及び普及啓発を行う。また、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合には、健康被害救済制度の適切な運用により支援を行う。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種法に基づき実施する予防接種の接種率の向上を目的として、市町村への指導・助言及び普及啓発を行う。また、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合には、健康被害救済制度の適切な運用により支援を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	麻しん、子宮頸がん予防ワクチン等接種支援					→	県 市町村
担当部課	保健医療部 健康長寿課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
予防接種事故救済給付事業費	5,715	5,482	予防接種法に基づく予防接種による健康被害救済措置として給付金を支給した。 医療費(2人)、医療手当(3人)、障害児養育年金(1人)、障害年金(1人)。	各省 計上
予防接種事業費	805	547	予防接種法に基づき実施する予防接種の実施率向上を図るための市町村指導として市町村従事者研修会を8月に開催した。	各省 計上
活動指標名			計画値	実績値
麻しん、風しんワクチン等接種支援 (市町村従事者研修会の開催)			-	1回
麻しん、風しんワクチン等接種支援 (予防接種による健康被害救済)			-	5人
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	予防接種の副反応による健康被害に対して、市町村長が行う給付に要する経費を一部負担することにより、予防接種後健康被害救済制度の適正な運用が図られた。 市町村予防接種担当者の知識向上を図り、予防接種推進のための体制整備が図られた。 B型肝炎ワクチンは平成28年度を目途に定期接種化される予定である。			

様式1(主な取組)

(2)今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
予防接種事故救済給付事業費	5,582	予防接種法に基づく予防接種による市町村による医療費手当等の健康被害救済措置に対して、予防接種法に基づき市町村の支弁する額の4分の3を負担する。	各省計上
予防接種事業費	838	予防接種法に基づき実施する予防接種の実施率向上及び適正な接種の推進を図るための市町村担当職員等の研修会開催等による指導	各省計上

(3)これまでの改善案の反映状況

<p>市町村従事者研修会等を実施し、引き続き市町村への指導・助言及び普及啓発を行った。水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンについては、平成26年10月から定期接種化となった。B型肝炎は平成28年度を目途に定期接種化される予定。</p>
--

(4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
麻疹予防接種率	92.2% (22年)	92.3% (25年)	95.0%	0.1ポイント	95.5% (25年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
麻疹予防接種率	94.2% (23年)	94.0% (24年)	92.3% (25年)	→	95.5% (25年)
状況説明	麻疹の流行を阻止するためには予防接種率が95%以上必要とされている。沖縄県の接種率は95%には達していない状況であり、引き続き県が指導・助言及び普及啓発を行っていく必要がある。				

3 取組の検証(Check)

(1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

<p>・予防接種の実施主体は市町村であるが、広域かつ専門的な事業であり、予防接種率の向上を図るためにも、法改正に伴う情報の迅速な提供や県内の接種率を把握するなど引き続きの県が指導・助言及び普及啓発を行っていく必要がある。</p> <p>・子宮頸がんワクチンについては、平成25年度に定期接種化されたが、当ワクチン接種後の副反応報告により、国は国民に適切な情報提供ができるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとしている。</p>
---

(2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<p>・任意接種2ワクチン(おたふくかぜ・ロタウイルス)については、広く接種することで発病や重症化を防ぐことができ、医療費の軽減にもつながることから、予防接種法に基づく定期接種に位置づけるべきである。</p> <p>・子宮頸がんワクチンについては、国に対して、接種の今後の対応を速やかに行うなど要望をしている。今後とも、国の動向等を踏まえながら対応していく。</p>
---

4 取組の改善案(Action)

<p>・市町村従事者研修会等を実施し、引き続き市町村への指導・助言及び国が配布する資料等の配布により普及啓発を行う。</p> <p>・任意接種2ワクチン(おたふくかぜ・ロタウイルス)については、広く接種することで発病や重症化を防ぐことができるため、定期接種化について引き続き働きかけていく。</p>
---

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	③難病対策の推進	
(施策の小項目)	—	
主な取組	難病特別対策推進事業	実施計画 記載頁 121
対応する 主な課題	○難病患者への支援については、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。	

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	専門性のある相談窓口を設けることにより、難病患者の地域における在宅療養を推進し、疾病等に対する不安の解消を図り、安定した療養生活の確保を図る。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	492件 難病患者訪問相談実施件数	1,449件 難病相談実施件数		→	1,550件		→  県
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						
	難病患者及びその家族に対する相談支援 (保健所・センター・専門員)						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
難病患者地域保健医療推進事業	21,575	20,873	難病患者の在宅療養の生活の質の向上を図るため ・療養中の患者及び家族等に対し、保健所を中心に実施 医療相談支援: 対象延人員350名(H26) 訪問相談支援: 対象延人員550名(H26) 訪問診療等: 12回、対象者20名(H26) 医療講演会、研修会: 10回開催 ・療養者及び支援者に対し、難病相談支援センター実施 面談等相談: 220件、電話相談: 1080件 就労相談: 20件 ・重症難病患者に対し、難病医療専門員が行う相談等 医療相談及びレスパイト(介護負担軽減) 入院: 39件	各省 計上
活動指標名			計画値	実績値
難病相談実施件数			1,516件	1,390件
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病相談実施件数については、講演会及び研修会において難病に関する普及啓発及び相談対応が行われており、相談実数は減少となっている。</li> <li>・在宅療養が必要な難病患者及び家族へ療養上の相談・指導・助言を行い、療養者の生活の質の向上が図られている。特に人工呼吸器装着重症難病患者宅は優先して訪問し、災害を含む緊急時対応への指導を行った。</li> <li>・患者家族及び支援者を対象に講演会4回、研修5回を行い、安定した療養生活の確保と支援者の質の向上を図ることができた。</li> <li>・病状悪化等による緊急時、介護者の休息等で入院が必要になった場合に難病医療専門員がコーディネートし、入院等必要な医療を確保することができた。</li> <li>・指定難病患者8,722名に対し、医療費助成を行い、負担軽減を図ることができた。</li> </ul>			

様式1(主な取組)

(2)今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
難病患者地域保健医療推進事業	21,315	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養中の患者及び家族等に対し保健所にて医療相談支援、訪問相談支援、訪問診療及び医療講演会、研修会を開催する。</li> <li>療養者及び支援者に対し、難病相談支援センターにて面談等相談、電話相談及び就労相談を実施する。</li> <li>重症難病患者に対し、難病医療専門員にて医療相談及びレスパイト(介護負担軽減目的)相談等を行う。</li> </ul>	各省計上

(3)これまでの改善案の反映状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養中の難病患者及び家族へ、医療費助成申請の面接相談及び訪問等による療養上の相談・指導・助言を行い、療養者の生活状況を把握し安定した療養生活確保に努めた。</li> <li>療養支援者へは、各保健所にて講演会4回、研修会5回の開催し難病相談員や支援者の疾患理解と対応方法について学習する機会を設けることができた。</li> <li>難病相談支援センターにおいては、相談員の1人増員に伴い講演会や研修を3回(H25年2回)実施し、支援の質の向上を図ることができた。</li> <li>難病医療連絡協議会を開催し、県全体の難病患者支援の問題点、要望等意見の収集を行い、難病支援の体制整備について意見交換を行った。</li> <li>難病の患者に関する医療等に関する法律が平成27年1月1日施行されることに伴い、制度の円滑な実施に向けて患者及び関係者等に対し情報発信を行った。</li> </ul>
---

(4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
相談件数(保健所、センター、専門員)	1,449件 (24年)	1,426件 (25年)	1,390件 (26年)	→	—
指定難病(特定疾患)医療受給者数	7,978人 (24年)	8,371人 (25年)	8,722人 (26年)	↗	810,653人 (24年)
沖縄県難病医療拠点・協力病院数	19カ所 (24年)	21カ所 (25年)	22カ所 (26年)	→	1,615カ所 (24年)
状況説明	症状や悩みが多岐にわたる難病患者の在宅療養を支援するために、医療、地域、行政が連携して体制整備を図る必要があることから、難病医療専門員、難病相談支援センター、保健所がそれぞれの役割をもって、相談支援を行う体制整備を図った。また、研修会、協議会等の場で相談体制の周知を図り、沖縄県全体に定着しつつある。今後は、さらなる周知と、支援員の質の向上も求められる。				

3 取組の検証(Check)

(1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所、難病支援センター、難病医療専門員が連携し対応を行っている。H26年度より支援センターの相談員が1名増員され、細かな相談体制が図られつつある。</li> <li>離島へき地については、介護負担軽減目的の入院先確保等の課題が残っており、今後も地域の医療機関の難病患者支援への理解、在宅療養支援者への相談支援体制を整備していく必要がある。</li> <li>相談内容が複雑となっていることや困難事例の増加により、個々の相談に時間がかかる傾向にある。</li> </ul>
---

## 様式1(主な取組)

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・難病相談体制の構築のため、相談員の質の向上、地域および医療機関の相談員の連携が求められる。特に、疾患理解の難しい難病への対応については、相談員の他、支援者も専門的な知識の習得が求められる。
- ・在宅難病患者家族および支援者へ、難病特別対策に係る相談体制に関する周知が必要。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・難病医療連絡協議会や各保健所圏域で開催される関係者連絡会議等で療養者および支援者の状況把握と情報共有を行い、より適切な支援が展開されるよう体制の連携強化を図る。
- ・医療機関等の相談員を含め支援関係者を対象に、保健所および難病支援センターが専門的な知識習得のための講演会や研修会等を開催し、相談対応の質向上を図る。
- ・療養患者・家族会等の患者団体との連携を行い充実した相談対応と、支援体制の周知を図る。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	③難病対策の推進			
(施策の小項目)	—			
主な取組	小児慢性特定疾病医療費助成制度	実施計画 記載頁	121	
対応する 主な課題	○難病患者への支援については、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患は治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となるため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費負担の軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部補助を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	小児慢性特定疾病に係る医療費助成					→	県
	担当部課 保健医療部 健康長寿課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1)取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
小児慢性特定疾患対策事業	600,251	521,953	小児慢性特定疾患の患者家庭の医療費の負担を軽減するため、毎月1回開催される審査会で認定された小児慢性特定疾患の患者の医療費の一部または全額を補助した。 (本事業は、児童福祉法の改正に伴い、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費制度へ移行)	各省計上
活動指標名			計画値	実績値
医療費補助金額			588,591千円	511,713千円
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	小児慢性特定疾患の患者の医療費の一部または全部を公費により補助した。平成26年度は511,713千円、25,821件の医療費補助を行った。これにより、難病の治療を受けられるケースが増えるとともに、難病治療に伴う経済的負担が軽減された。 また、児童福祉法の改正に伴い、平成27年1月1日から本事業は新制度(小児慢性特定疾病医療費助成制度)へ移行し、対象疾病数の拡大、自己負担額の見直し等が行われている。県ではこれに対応するため新制度の周知や、予算の補正等を必要に応じて行い、スムーズに新制度移行することができた。			

#### (2)今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
小児慢性特定疾患対策事業	701,738	引き続き、小児慢性特定疾病患者の医療費の一部または全部を補助する。また、新制度の周知や体制整備に努める。	各省計上



## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

審査会で保留となった案件については、長期間保留となることの無いよう健康長寿課担当者が、意見書の内容について医療機関に確認、訂正依頼し、出来る限り速やかに結果を通知できるようにしており、平成25年度以降は長期保留となる案件はなくなっている。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
乳児死亡率 (出生数千対)	2.3 (23年)	2.3 (24年)	1.7 (25年)	↗	2.1 (25年)
状況説明	平成26年度は必要額が当初見込みを上回ったため15,493千円の補正を行い、計511,713千円の医療費補助を行った。今年度も審査会の開催や医療費補助等は順調に行われている。難病患者への経済的補助を行うことで、乳児死亡率の低下に寄与していると考えられる。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・平成25年度以降は長期保留案件はなくなっている。
- ・児童福祉法の改正に伴い、平成27年1月より対象疾病の拡大、国庫負担分の義務的経費化、自己負担額の見直し等、制度の大幅見直しが行われ、当初予算額も大幅に増加している。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・制度見直しについては、引き続き情報の収集、周知等を積極的に行い、実施体制の整備をさらに進めて行く必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・新制度移行については厚生労働省より送付される書類等の確認、会議への出席、他県の状況の確認等により情報の収集を引き続き行い、保健所や対象者、医療機関への周知等、適宜適切な対応を取って行く。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	③難病対策の推進			
(施策の小項目)	—			
主な取組	難病医療費等対策事業	実施計画 記載頁	121	
対応する 主な課題	○難病患者への支援については、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	原因不明で治療法が未確立である指定難病について、患者の医療費の負担軽減を図るための医療費助成を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
			法令化に伴う指定難病等に係る医療費助成			→	県
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
難病医療費等対策事業費	1,690,783	1,412,877	指定難病認定審査会で認定された患者に対して医療費の自己負担分の全額または一部について医療費助成を行った。 医療受給者数: 8,722件 医療費助成額: 1,389,722千円	各省計上
活動指標名			計画値	実績値
医療費助成額			—	1,389,722千円
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾患が56疾患から110疾患に拡大された。疾患拡大に伴う補正予算を組み、既存疾患と新規疾患の一部について医療費助成を行い、平成26年度の医療費助成額1,389,722千円、受給者数8,722件となっている。これにより、難病患者の医療費の負担軽減を図ることができた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
難病医療費等対策事業費	2,548,235	平成26年度に引き続き、指定難病患者に対して医療費の自己負担分の全額または一部について医療費助成を行う。 また、平成27年7月には対象疾患が306疾患へ拡大することから患者、保健所、関係医療機関等に対して制度の周知を行い、事業の円滑な実施に努める。	各省計上

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行されたことに伴い、制度の円滑な実施に向けて難病地域対策協議会や研修会等を通して、患者、関係者等に対し周知を行った。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—		
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
相談件数(保健所、センター、専門員)	1,449件 (24年)	1,426件 (25年)	1,390件 (26年)	→	—
指定難病(特定疾患)医療受給者数	7,978人 (24年)	8,371人 (25年)	8,722人 (26年)	↗	810,653人 (24年)
状況説明	「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行されたことに伴い、制度の円滑な実施に向けて、難病地域対策協議会や研修会等を通して、関係機関及び対象者への周知を行っている。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・平成27年1月の難病の患者に対する医療等に関する法律施行により、対象疾患の拡大(56⇒110)、自己負担額の見直し(自己負担割合3割⇒上限2割等)、指定難病の診断を行う「難病指定医」や治療を行う「指定医療機関」制度の導入など、大幅に変更された。さらに、平成27年7月には対象疾患が110疾患から306疾患へ拡大する。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・制度の見直しに伴い、引き続き厚労省の難病医療費等対策に関する情報収集に努め、患者や保健所、関係医療機関等へ周知を行い実施体制の整備を進めていく。

## 4 取組の改善案(Action)

・難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消を図り、円滑な支援対策を行うため、制度見直しの周知や実施体制の整備を進めていくため下記に取り組む。  
①指定難病の診断及び治療に関する一般的知識等を習得するため、沖縄県医師会や関係医療機関等と協力し、医師向けに難病指定医等研修を実施する。  
②難病患者家族や支援関係者等へ講演会や研修会等での相談窓口の周知を行う。  
③難病患者、各保健所、各関係医療機関等に対して制度の見直しの周知を行う。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	④自殺対策の強化			
(施策の小項目)	—			
主な取組	自殺対策強化事業	実施計画 記載頁	121	
対応する 主な課題	○沖縄県の自殺者は、平成10年以降、300人を超える高止まりの深刻な状況が続いており、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、地域における自殺対策を強化する必要がある。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すために、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、自殺を考えている人への個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援等を行い、「地域における自殺対策力」を強化する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体  県 市町村
		35市町村 自殺対策緊急 強化事業実施 市町村数	41市町村 自殺対策強 化事業			→	
	相談支援、人材養成、普及啓発等						
担当部課	保健医療部 健康長寿課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
自殺対策緊急強化事業	80,255	60,215	県、市町村、民間団体が地域の実情を踏まえ、相談支援、人材養成、普及啓発事業等を実施した。(県、32市町村、1民間団体で事業を実施)	県単等
活動指標名			計画値	実績値
自殺対策強化事業実施市町村			41市町村	32市町村
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	警察庁統計によると、沖縄県の自殺者数は、平成10年から平成23年まで300人を超える状態が続いていたが、平成24年以降は300人を下回っている。(平成26年284人) 本県の人口10万人あたりの自殺死亡率をみると、平成26年は20.3となり、平成25年の20.8より減少した。また、沖縄県自殺総合対策行動計画における平成29年の目標値22.0を下回っており、一定の効果が得られた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
自殺対策強化事業	46,040	新たに設けられた地域自殺対策強化交付金を活用し、県、市町村及び民間団体が若年層向け自殺対策や、経済情勢の変化に対応した自殺対策を実施する。	各省計上

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

○50代男性への働きかけとして、身近な市町村等において引き続き多重債務等の総合相談所の実施した。  
○ゲートキーパー養成研修事業を行った。  
○昨年に引き続き、自殺に関する相談事業(いのちを守るEメール相談)の実施期間の延長を行った  
○県民の自殺対策に関する意識調査を実施し、報告書を取りまとめた。  
○救急医療スタッフが、多量服薬を含めた自殺未遂者に対応するために必要な医学的知識、接遇法、外来フォローへのつなぎ方などを取得する自殺未遂者ケア研修を実施した。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
自殺死亡率(人口10万人当たり) (人口動態統計)	25.5 (22年)	20.3 (26年)	22.0 (29年)	5.2	19.5 (26年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
自殺者数に占める50代の人の割合 (警察庁統計)	26.2 (24年)	26.6 (25年)	23.9 (26年)	↘	16.4 (26年)
20歳未満の自殺者数 (警察庁統計)	5人 (24年)	1人 (25年)	3人 (26年)	→	538人 (26年)
状況説明	本県の人口10万人あたりの自殺死亡率をみると、平成26年は20.3となり、平成25年の20.8より減少した。また、沖縄県自殺総合対策行動計画における平成29年の目標値22.0を下回っており、自殺者数の抑制と地域の自殺対策強化に一定の効果が得られた。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・本県は、全国に比較して男性の自殺者数の割合が高く、また、50代の自殺者の割合も高い。また、20歳未満の自殺者数は横ばい状態となっている。  
・自殺の原因は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順に高く、50代においては、経済生活問題、健康問題が同様の割合となっている。  
・沖縄県自殺対策に関する県民の意識調査結果では、50代男性でストレス解消の方法として飲酒をあげている他、若年者で自殺に対する好ましくない考え方が多いことが分かった。  
・平成24年は、県も全国と同様に自殺者数が減少している。自殺対策緊急強化事業の実施による一定の効果と、平成22年6月の貸金業法の完全施行により多重債務問題が改善されてきたこと等も寄与していると考えられる。  
・H27年度以降は、新たに地域自殺対策強化交付金により事業を実施する。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・沖縄県自殺対策に関する県民意識調査結果から、若年層に対していのちの大切さ、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法等の啓発を行う必要がある。  
・一部期間限定での実施となっているいのちを守る相談体制の整備が必要。  
・悩みのある人は、身近な人に悩みを聞いてもらうことが一番多いとの調査結果があることから、専門家から一般人までそれぞれの立場でゲートキーパーとしての役割を持つことが重要となる。  
・自殺を再度企図する可能性の高い自殺未遂者対策の継続的な支援対応策の検討・検討が必要である。

## 4 取組の改善案(Action)

・自殺に対する相談事業の効果的実施を検討する。  
・50代男性への働きかけとして、引き続き多重債務等の総合相談会の実施、若年層を対象としたゲートキーパー養成研修事業の充実等に取り組む。  
・市町村担当等に対して、次世代の健康教育に係る副読本の活用を促し、地域で学校関係者等と連携することにより、いのちの大切さについて児童生徒の意識を高める。  
・救急医療機関と精神科施設等との連携等、精神疾患などにより、自殺するしか解決方法がないという考えが強くなるなど、自殺企図の可能性が高い方への危機対応等、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携の下、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等の総合的な対策に取り組む。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	④自殺対策の強化			
(施策の小項目)	—			
主な取組	自殺予防事業	実施計画 記載頁	121	
対応する 主な課題	○沖縄県の自殺者は、平成10年以降、300人を超える高止まりの深刻な状況が続いており、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、地域における自殺対策を強化する必要がある。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	精神科を専門としない医師等に対し、うつ病に関する研修等を行い、理解を深め、うつ病患者の早期発見・早期治療を促進することにより、自殺対策の推進を図る。							
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体	
		研修受講者数150人			→		県	
	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修							
			自殺予防情報センターによる関係機関の連携強化及び自殺未遂者・自殺者親族等への支援体制整備			→		
担当部課 保健医療部 健康長寿課								

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
自殺予防事業	670	430	内科医、精神科医、その他医療従事者に対し、うつ病等に関する研修を行い精神症状及び精神疾患への理解を深めた。	各省計上
活動指標名			計画値	実績値
研修受講者数			150人	90人
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	かかりつけ医等への研修を通して、うつ病の診断・治療の知識の普及啓発及び精神科医との連携が強化されてきている。企画運営委員会において、かかりつけ医のニーズの高い思春期の精神症状について研修を1回企画し、外部専門講師を招き充実した内容とした。 研修受講者数は90人とどもったが、本県の人口10万人あたりの自殺死亡率をみると、平成26年は20.3ととなり、平成25年の20.8より減少した。また、沖縄県自殺総合対策行動計画における平成29年の目標値22.0を下回っており、自殺者数の抑制と地域の自殺対策強化に一定の効果が得られた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
自殺予防事業	636	内科医等のかかりつけ医に対し、うつ病診療の知識、精神科専門医との連携等についての研修を実施する	各省計上

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

研修企画委員会を設置し、医師会の代表者を入れて研修の企画をすることにより、内科等のかかりつけ医が参加しやすい環境となり、研修内容も充実された。また、開催日時を検討し、平日夜間の開催とした。

計画を早めに行うことで、広報への取組がスムーズとなった

産業医研修単位も取り入れ、受講者のモチベーションも向上した

かかりつけ医が診療で遭遇する若年者について、事例を用いて対応を学ぶことは有効であった

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
自殺死亡率(人口10万人当たり)	25.5 (22年)	20.3 (26年)	22.0 (29年)	5.2	19.5 (26年)
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
自殺者数に占める50代の人の割合 (警察庁統計)	26.2 (24年)	26.6 (25年)	23.9 (26年)	↗	16.4 (26年)
状況説明	人口10万人あたりの自殺死亡率は、平成26年20.3となり、平成25年20.8に比べ減少した。また、「沖縄県自殺総合対策行動計画」の数値目標でもある、平成29年目標値22.0を下回り、目標を達成。自殺者数の抑制と地域の自殺対策強化に一定の効果が得られている。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・日本精神神経学会の日常臨床における自殺予防の手引きによると、自殺者数の9割程度は何らかの精神疾患にかかっていると推定され、うつ病、アルコール使用障害、統合失調症が背景にあり、自殺者のうち18.8%のみが精神科・心療内科を受診していたと報告されている。

・平成24年度の一般心療科医への調査によると、一般心療科でうつ病の患者の診察を実施した割合が72%となっており、診察の際に困ったこととして、うつ病の判断、精神科治療の必要性の判断、薬物の選択・用法の判断があげられている。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・より多くの内科等のかかりつけ医が、うつ病の早期発見及び早期治療が可能となる技術を向上させ、精神科医との連携により自殺対策の推進を図る必要がある

・各地区医師、県医師会、研究機関、行政で内容を検討することで、現場のニーズを探り、ニーズに応じた研修の組み立てにつなげる

## 4 取組の改善案(Action)

・研修企画委員会において、各地区医師会委員と研修テーマ及び内容について検討を行う。

・かかりつけ医等のニーズに応じて、実際にかかりつけ医がが診療で困っている若年者の摂食障害、うつ、自殺企図者への対応等について引き続き事業を継続する。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑤薬物乱用防止対策の推進			
(施策の小項目)	—			
主な取組	麻薬等対策事業	実施計画 記載頁	121	
対応する 主な課題	○本県の薬物事犯者数は、減少傾向にあるものの、過去5年間の平均で毎年約150名が検挙されている。覚せい剤事犯については、再犯率が高く、再乱用防止対策が求められているが、本県においては、利用者の経済的な負担や女性利用者を受け入れ可能な施設が無い等の問題がある。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	薬物教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、薬物密売組織及び末端乱用者への対策を徹底し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族への支援の充実強化による再乱用防止対策の推進など関係機関が一体となった活動を実施する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	51回 普及啓発活動 回数			→	65回		県 関係機関
	薬物乱用防止啓発活動					→	
	依存・再乱用防止対策						
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
麻薬等対策事業	5,116	3,807	・学校、地域等における薬物乱用防止講習会(44回) ・地域等における薬物乱用防止普及啓発のための街頭キャンペーン(12回)	県単等
薬物乱用防止特別啓発事業	2,545	2,499	・薬物乱用防止指導員等の研修会(12回) ・薬物乱用者等を対象とした薬物乱用防止教室(30回)	県単等
活動指標名			計画値	実績値
普及啓発活動回数			62回	98回
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	九州厚生局沖縄麻薬取締支所や沖縄県警、教育機関、医療機関、民間団体等と連携した薬物乱用防止の普及啓発活動を実施し、中・高校生や大学等の若年層及び地域住民への普及啓発が図られた。特に各種教育機関へ啓発活動を働きかけた結果、活動回数は実績値98回と計画値62回を上回った。 また、薬物乱用防止教室講師育成研修会を指導員向けに行い、講師養成に努めた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画				
事業名	当初予算	活動内容		主な財源
麻薬等対策事業	5,458	・学校、地域等における薬物乱用防止講習会(30回) ・地域等における薬物乱用防止普及啓発のための街頭キャンペーン(6回)		県単等
薬物乱用防止特別啓発事業	2,610	・薬物乱用防止指導員等の研修会(10回) ・薬物乱用者等を対象とした薬物乱用防止教室(30回)		県単等



## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

平成27年3月に薬物相談窓口連絡会議等を行い、医療機関や薬物依存症リハビリ施設等との連携強化を図った。また、薬物乱用防止指導員を対象とした、薬物乱用防止教室講師の養成に取り組んだ。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	活動指標である普及啓発活動回数は計画値を上回り、一定の成果を上げている。また、県警、沖縄麻薬取締支所と連携して指導・取締を強化したことにより、平成24年1月に24店舗存在した危険ドラッグ販売店舗を平成26年12月に0店舗にし、危険ドラッグによる乱用者の減少に繋がった。 インターネット等の普及により薬物の種類や入手経路等が多様化しており、地域、学校側の様々なニーズに対応できる薬物乱用防止指導員の養成が引き続き求められる。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・薬事法(現:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)等、国の法改正により危険ドラッグの規制が強化されたことや、県内における危険ドラッグ販売店舗が平成24年の24店舗から平成26年12月の0店舗となった結果、12月以降は救急搬送となった事例の報告を受けていない。

・インターネット等の普及により薬物の種類や入手経路等が多様化しており、地域、学校側のニーズに対応できる薬物乱用防止指導員の養成が引き続き求められる。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・平成26年11月から取り組んでいる沖縄県薬物再乱用防止教室が薬物乱用からの回復支援に一定の効果を発揮しているが、医療機関や相談機関等の連携が未だに十分とは言えないため、薬物依存症リハビリ施設等も含めさらなる連携強化を図る必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

・医療機関や薬物依存症リハビリ施設等との会議や研修会を通じて、麻薬等対策について連携を強化する。

・多様化する薬物乱用問題に対して、専門的な研修等を行い薬物乱用防止指導員等の資質向上を図る。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	⑥危険生物対策の推進			
(施策の小項目)	○ハブ咬症対策			
主な取組	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業	実施計画 記載頁	122	
対応する 主な課題	○例年ハブ咬症者が100人程度発生していることから被害の未然防止が課題になっている。また、近年急速に分布を拡大している危険外来種の駆除対策が大きな課題である。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	咬症時の治療薬について、現行のウマ抗毒素より効果が高く、より人間の成分に近く副作用が起きにくい抗ハブ毒ヒト抗毒素を開発する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	副作用の少ない安全性の高い治療薬の実用化研究				→	H32 実用化目標	県
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業	31,237	30,021	抗ハブ毒ヒト抗毒素の効果を確認するために、動物に対する効果試験を実施し、ハブ粗毒に対する抗致死作用が確認された。	一括交付金 (ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
抗ハブ毒ヒト抗毒素の評価試験数			—	6試験
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	抗ハブ毒ヒト抗毒素の評価試験により、過剰量のハブ毒に対するマウス抗致死作用が確認された。今後十分な検証が必要であるが、実用化への応用が期待できると考えられる。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業	24,978	評価用ヒト抗毒素製造、医薬品実現可能性調査および試験を実施し、医薬品開発着手に向けた判断材料の収集を行う。	一括交付金 (ソフト)

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業の研究成果を臨床まで到達させるには様々な課題が有るため、専門家の協力が必須である。2015年4月に設立された独立行政法人日本医療研究開発機構(AMED)への支援依頼により、実用化までの各局面でのアドバイスを受ける事が可能となる。  
独立行政法人日本医療研究開発機構(AMED):医療分野の研究開発を一元的に管理し、基礎研究から実用化までの各段階に応じての、アドバイス、進捗の評価・検証、ファンディング(資金調達の相談)を行うなど研究開発の橋渡しを支援する。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
ハブ咬症者数	92人 (24年)	72人 (25年)	54人 (26年)	↗	—
状況説明	抗ハブ毒ヒト抗毒素の効果は予想された活性値よりも低いが、治療用ウマ抗毒素の治療効果の基準値の一部を満たし、さらに過剰ハブ毒量に対する動物への抗致死効果が認められた。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・医薬品開発へと進んだ際は、先発医薬品(現行のウマ抗毒素)と効果の比較を行う同等性試験が必要となるが、抗ハブ毒ヒト抗毒素はハブ毒の主要毒成分のみを標的としているため、現行のウマ抗毒素に比べ効果が低いと判断される可能性がある。
- ・医薬品開発の費用は、一般的に100億円規模の費用が必要とされ、開発中止のリスクも考慮する必要がある。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・追加研究の検討と、先発医薬品には無いメリットを前面に押し出した開発方法の検討。
- ・独立行政法人日本医療研究開発機構(AMED)への支援依頼により、実用化までの各局面でのアドバイスを参考に対応する。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・医薬品開発の(橋渡し)研究支援機関を活用し、採算性の問題や開発リスクに関する解決策の相談を行い、さらに医薬品としての抗ハブ毒ヒト抗毒素製造を引き受ける医薬品製造業者の探索支援を依頼し効率的に進める。また現行はウマ抗毒素の製造に係わるメーカーや厚労省(感染研)等の関係者の抗ハブ毒ヒト抗毒素に対する意見や考えを考慮しながら、当該医薬品候補の開発着手を判断し進めていく。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	⑥危険生物対策の推進			
(施策の小項目)	○ハブ咬症対策			
主な取組	危険外来種咬症対策モデル事業	実施計画 記載頁	122	
対応する 主な課題	○例年ハブ咬症者が100人程度発生していることから被害の未然防止が課題になっている。また、近年急速に分布を拡大している危険外来種の駆除対策が大きな課題である。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	県内に定着し、分布を拡大している危険外来ハブ類の基礎生態調査を実施するほか、高密度化及び拡散の仕組みを調査研究し、効果的な防除方法を確立する。 ①モデル地域内での駆除実験 ②食性や繁殖等の基礎生態調査						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	分布調査及びモデル地域の選定	地域における咬症防止対策モデル事業の実施				→	県
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
危険外来種咬症対策モデル事業	11,950	10,273	平成25年度に引き続き危険外来ハブ類の効果的な駆除法検証を行うため基礎生態調査とモデル地区5地区(名護市大北、為又、古我知、喜瀬(恩納村名嘉真を含む)、本部町伊豆味)での駆除実験を行った。	一括交付金(ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
モデル地区(5地区)での駆除実験の継続			トラップ設置 500台	トラップ設置 500台
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	モデル地域5地区にてハブ捕獲器を用いて危険外来ハブ類(タイワンハブ)を捕獲する駆除モデル実験を行い、捕獲圧(直接捕獲の努力量のこと。当事業ではトラップの設置密度と期間を指す)による個体数の変動を推定するための2年間のデータが得られた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画				
事業名	当初予算	活動内容		主な財源
危険外来種咬症対策モデル事業	12,054	モデル地区4地区(名護市大北、為又、喜瀬、本部町伊豆味)での駆除モデル実験の継続及び基礎生態調査により、防除手法確立のため、駆除効果検証に向けたデータを蓄積する。		一括交付金(ソフト)

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

- ・他の外来生物防除取り組みからも物理的防除(駆除)の継続が個体数を減らす有効な手段であり、本事業もこれまで通り捕獲による駆除実験を継続して行う。
- ・市町村や区長との情報交換により、今まで把握していなかった分布情報が得られた。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ハブ咬症者数	96人 (21年)	54人 (26年)	86人以下	42人	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	ハブ咬症者数は年々減少傾向にあるが、この減少傾向を維持あるいは促進させるためには、年々拡大傾向にある危険外来ハブ類の生息域や生息密度の増加を抑える必要がある。駆除モデル実験の継続及び駆除効果を検証することにより、駆除マニュアルを完成させる。また、危険外来ハブ類防除の指標(トラップ設置密度と継続期間に対する危険外来ハブ類の生息密度低下の期待値)が明らかになれば、効果的な駆除計画が立案しやすくなり、危険外来ハブ類の生息密度低下が期待できる。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・市町村、区等の関係機関及び県民からの情報収集を行い、外来ハブ類の分布状況の把握に努める。
- ・外来生物防除手法は物理的手法(捕獲)が一般的であるが、近年では化学的手法等の開発研究も盛んになってきていることから、環境省が実施しているマングースやグリーンアノール防除等、他の外来生物防除研究の情報収集を継続して行うことが必要である。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・効率よく外来ハブの駆除効果を検証するため、実験地区の絞り込みや他の外来生物防除研究の情報を収集し必要に応じ駆除手法の改良や変更を検討する。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・効率よく駆除効果をあげる必要があることから、危険外来ハブ類が多く生息する4地区(名護市大北、為又、喜瀬、本部町伊豆味)にモデル実験地区を絞り込み防除対策を検討する。
- ・外来種防除やヘビ類研究に関連する学会、日本生態学会等へ積極的に参加し、先進的な取組を参考にして、危険外来種咬症対策モデル事業を実施する。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑥危険生物対策の推進			
(施策の小項目)	○ハブ咬症対策			
主な取組	抗毒素配備事業	実施計画 記載頁	122	
対応する 主な課題	○例年ハブ咬症者が100人程度発生していることから被害の未然防止が課題になっている。また、近年急速に分布を拡大している危険外来種の駆除対策が大きな課題である。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	ハブ咬症時の県民及び観光客の安全な治療環境を確保するため、治療薬である抗毒素を購入し、県内の医療機関に無償で配備する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	31機関 抗毒素配備 医療機関数					→	県
	ハブ抗毒素の医療機関への配備						
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
抗毒素配備 事業費	9,352	7,216	ハブ咬症時の治療薬であるウマ抗毒素を購入し、県内の医療機関に無償で配備した。また、咬傷時の応急処置法についての有識者意見交換会を開催した。さらに、被害防止啓発DVDを220部作成し、市町村、JA等に配布した。	一括交付金 (ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
抗毒素配備医療機関数			31機関	32機関
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	ハブ抗毒素を40本購入し、県内の32医療機関へ配備した。平成26年のハブ抗毒素使用本数は、54名のハブ咬症被害者に対し、60本となっている。 平成12年以降、ハブ咬症による死亡者0件を維持していることから、県民等のハブ咬症時における安全な治療環境を確保しているものと見込まれる。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
抗毒素配備 事業費	2,661	ハブ咬症時の県民及び観光客の安全な治療環境を確保するため、治療薬であるウマ抗毒素を購入し、県内の医療機関に無償で配備する。	一括交付金 (ソフト)

## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

平成26年度は県内32医療機関へハブ抗毒素を40本配備し、ハブ咬症時における安全な治療環境を確保した結果、平成12年以降、死亡者0件を維持している。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
ハブ咬症者数	92人 (24年)	72人 (25年)	54人 (26年)	↗	—
状況説明	復帰前後に比べ咬症者数は減ってきているが、依然として50名以上の被害が発生している。安全な治療環境の確保のためにも、今後も継続して抗毒素を配備する必要があると考える。				

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・ハブ抗毒素の単価が2年に一度改定(次は平成28年度に改定予定)されるため、価格が上昇した際には、必要本数を医療機関へ配備できない可能性がある。
- ・過去10年間(2005～2014年)のハブ類咬傷被害件数は884件で、被害発生場所は主に畑、屋敷内など人間の生活圏内である。
- ・これまで、ハブ対策の啓発方法として、ポスター、リーフレットの配布、ビデオ貸出、HP広報等を実施しているが、県民への周知が不十分な可能性がある。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・必要本数の医療機関への配備が難しい場合には、必要本数の見直しや予算の弾力的な運用を図る等の取組が必要である。
- ・県民に対し、的確な情報提供および広報啓発を実施し、ハブ対策に関する県民意識の向上を図る。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・継続してハブ抗毒素を購入・配備することにより、ハブ咬症時における安全な治療環境を確保する。
- ・ハブ抗毒素の単価改定に伴い、価格が上昇した際には、関係機関との調整を早急に行い、必要本数の見直しを図るほか、必要な予算措置の手続を進める。
- ・ハブの危険性やハブ咬症に関して、各市町村、関係機関と協力し、リーフレットやDVDの利用を通して、広く県民に周知を図る。

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	⑥危険生物対策の推進			
(施策の小項目)	○ハブクラゲ等海洋危険生物対策			
主な取組	危険生物対策	実施計画 記載頁	122	
対応する 主な課題	○亜熱帯に位置する本県の海には、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒を持つ生物が多種生息し、これらによる刺咬症事故が発生している。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止するため、県民及び観光客への広報啓発活動を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	海水浴場管理事業者へのクラゲ侵入防止ネット管理マニュアルの周知、事故防止対策講習会等の開催					→	県
担当部課	保健医療部 薬務疾病対策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
ハブクラゲ等危害防止対策事業費	636	534	海洋危険生物のポスター、小冊子等を21,100部作成し、学校、市町村、ホテル等の各関係機関へ配布した。また、学校関係者や海水浴場管理者等の関係者等に対し、ハブ・ハブクラゲ等危険生物についての講習会を実施した。併せてハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアルを県HPで公開し、広く周知した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
ハブ・ハブクラゲ等危険生物講習会参加者			—	147名
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	学校関係者や海水浴場管理者等関係者を対象としたハブ・ハブクラゲ等危険生物講習会を開催(昨年度参加者:112名、今年度参加者:147名)するとともに、ポスター、小冊子等を関係機関へ配布することにより、関係者へ危険生物危害に対する未然防止及び被害時の対応等について、意識啓発を行う事ができた。また、ハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアルをHPで公開することで、広く活用できる環境を整えた。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
ハブクラゲ等危害防止対策事業費	644	海洋危険生物のポスター、小冊子等21,100部を作成し、学校、市町村、ホテル等の各関係機関へ配布する。また、学校関係者や海水浴場管理者などの関係者等に対し、ハブ・ハブクラゲ等危険生物についての講習会を実施する。	県単等



## 様式1(主な取組)

### (3)これまでの改善案の反映状況

県民及び観光客への広報啓発、学校関係者や海水浴場管理者などの関係者に対する「ハブ・ハブクラゲ等危険生物講習会」を実施し、また、侵入防止網未設置ビーチへの呼びかけを行った。そのことにより、関係者へ危険生物危害に対する未然防止及び被害時の対応等について、意識啓発を行う事ができた。また、侵入防止ネット設置率が72.7%(H25年度)から74.1%(H26年度)と向上している。

### (4)成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ハブクラゲ刺症被害者数	91人 (22年)	124人 (26年)	82人以下	33人増加	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

状況説明

ハブクラゲ刺症被害が増加している一因として、刺症被害者数は医療関係者、ビーチスタッフ等から提供される事故調査表を基に集計しており、広報啓発活動により関係機関からの報告が周知されたことによるものと考えられる。なお、ポスターの配布、講習会の実施等広報啓発を図っているが、依然として多くの被害が発生していることから、今後も引き続き広報啓発に努めることにより、H28目標値である82人以下の達成へ向け取り組む必要がある。併せて侵入防止ネット未設置ビーチに対して、設置や補修を促す必要がある。

## 3 取組の検証(Check)

### (1)推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・ハブクラゲ刺症被害者は関係機関から提供される事故調査表を基に算出しており、広報活動をすればするほど被害報告が周知され、件数としては増加する可能性がある。

・県内のビーチにおけるハブクラゲ侵入防止網の設置率は、74.1%(H26年度)となっている。ビーチ管理者のいないビーチやハブクラゲ侵入防止網未設置のビーチでの遊泳の際に、ハブクラゲに刺される事例が多く、侵入防止網の設置と非設置場所での遊泳を控える等の周知が必要である。

### (2)改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・未成年のハブクラゲ刺症被害が多いことから、県内の小中学校、高校向けにハブクラゲの危険性やハブクラゲ侵入防止網内での遊泳に関する広報活動を行う。

・ハブクラゲの危険性に関する広報啓発に努めるとともに、ハブクラゲ侵入防止網未設置ビーチについて、引き続き侵入防止網設置を呼びかける。

## 4 取組の改善案(Action)

・ハブクラゲ刺症被害は、未成年者の被害が多く、かつ重症化する危険性が高いことから、教育機関(小中学校、高校)との連携を密にし、未成年の被害防止に繋げる必要がある。

・県民及び観光客への広報啓発活動を継続していくとともに、侵入防止網未設置ビーチへ設置の呼びかけを公文書にて行っていく。また、引き続きハブ・ハブクラゲ等海洋危険生物講習会を実施していくことで、関係者(ビーチ管理者)への意識啓発を行って行く。